

「法学学習法」の授業実践記録、あるいは、教養授業に 対する今時の学生の精神態度について

法学部 山下威士

A Report on “How to Study in Law” — Today’s Student’s Attitude of Mind (Geisteshaltung) towards Liberal Arts

Takeshi YAMASHITA (Faculty of Law)

In this paper we examine to today’s student’s attitude of mind (Geisteshaltung) towards liberal arts through the analysis based on our experience in teaching “How to Study in Law” in 1995. In this course we also tried to find new teaching methods as “types of active and joint participation between teachers and students” which our Faculty of Law considers those of new liberal arts which should be combined with our professional education. Students are required to submit a lot of reports including their impressions in this course.

Key words: Improvement of teaching, How to study, Submission of Report, Performance in teaching

1 「法学学習法」の歴史と意図

(1) 法学部の提供する教養教育

法学部の特色ある講義の「賢人会議」「法学学習法」「リーガル・システムA・B」は、いずれも豆薪の関係にあります。1987年度に、「a hogakubuannai」というオムニバス形式の、新入生向けの授業が企画されました。これは、法学部の有志教官18名により、それぞれ専門とする分野のトピックを講義した、いわば法学部教官の「顔見せ興行」的なものでした。この講義の開始理由は、その当時、学生諸君に配付した「挑戦状」という授業趣意書に明記されています（『法紀』19号1992年97頁に収録）。

この講義のコンセプトが、発展的に分化して行きました。すなわち、第一は、その講義で行われた「ルーブリーフとシャープペンシルですませるな」、「優の取り方」などのHow toを中心とする技術性を追求した部分が、現在の「法学学習法」（水谷・栗原・山下担当）に発展しました。第二は、この講義のオムニバ

スという構想、すなわち、ひとりの教官が教壇から獅子吼するのではなく、複数の教官がノンビリと、学生諸君に語りかけるという構想が、現場の外来講師を招聘するという新規さを加味しながら、今日の「賢人会議」（鯨越・葛西・本間・澤田・丹羽担当）に発展しました。第三は、この講義によって法学・政治学を紹介しようという考え、すなわち、それらについての既成概念を打破することが、その学習の第一歩であるという考えが、「リーガル・システムA・B」（葛西・南方・鯨越担当）へと発展しました。

いずれの授業においても、創意工夫をこらし、新しい授業を行なおうという、それぞれの担当・オルガナイザーの教官の、高潔にして、わが身を切つての膏血の、すなわち、自腹を切つての努力により企画・維持されています。そのため、周りから、「酔狂」とか、「趣味の授業」と評されながらも、あるべき真の教養教育を追求しようとする教官の熱意が、これらの講義を発展させ、維持させてきました。

法学部の教官は、いずれも教養教育の重要性を主張

するからこそ、従来のそれに対して、もっとも手厳しい批判者となっています。もちろん、批判は、その裏側に、構築と手を携えていなければなりません。これらの授業は、いずれも法学部の改革理念にある「学部レベルにおける教育と研究との明確な分離」に立ちながら、従来の学生の「傍観型」の授業から、学生の「参画型」の授業の創造を意図し、具体的な生きた知識の伝達を意図して構想され、追求されています。

(2) 「法学学習法」の意義と方法

① 「法学学習法」の授業目的は、1995年度冒頭に、学生諸君に配付した、以下のシラバスに、ほとんどすべて尽くされています。もっとも、「シラバスをみなかったので……〔自分の予想と講義とが〕全然ちがっていたのでとまどった」(工94—なお、以下の学生の聴講票からの引用文は、原文のまま)という学生諸君もいるぐらいですから、シラバス作成に一生懸命になっている教官の意図がどれだけ伝わっているのかは不明です。

＜学生配付資料＞

この講義は、大学に入学してきた諸君に対して、これから勉強・研究をどのようにやってゆくののかという技術的な側面について考えます。現在、わが国の大学生の基本的な生活スタイルである「聴かナイ、読まナイ、書かナイ、考えナイ、したがって、発言しナイ」という、3匹のサルさえもが赤面するような状態を、少しでも反省してもらえよう努力したいと思います。おそらく、きみたちが、上記の5ナイという状態に立ちいたっているのは、「内面に蔵するものがナイから」ではなく、「それを表現する方法を知らナイから」であろうと、いささか希望的に考えるからです。もちろん、大学の講義ですから、しかも「技術」について語ろうとするものですから、面白くなければいけません。笑いながら真理を語るからこそ、あの謹厳・荘厳・尊厳にして、コケ脅かしの中世の、厚い帳を持ち上げた、私たちの先駆者・近代の騎士たちの、もっとも大切な心得だったのであります。

また技術である以上、きみ自身がやってみない

と、まったく意味がありません。知識なら、後ろの席から覗き見して、書き写せば、それなりの点をあげることもできましょう。身につく、よくつくためには、駅前に出掛ける必要はありません。その場で、やってみれば、よいのです。タタミ水練ですらも、愚かにも、ただ笑っているだけで、教室を出れば、すべて忘れはてるきみよりも、あるいは、何ひとつ変えようとはしない、若年寄りのきみよりも、見込みがあります。私たちは、できるだけ、きみたちを水辺に招きたいと思います。しかし、水に口をつけて飲むのは、きみたちの仕事です。

② このような授業目的から、実習・実作が、具体的には、レポート・作文の作成が中心になります。「自分は文を書くのが苦手なので、こういう形式の授業は、はっきり言ってきらいだ」(工95)「作文はキライだ」(法95)という学生が、最近は多いと思われます。しかし、苦手だからこそ、訓練が必要なのです。

③ 「法学学習法」に、「法学」という名を付したことは、あまり意味がありません。せいぜいのところ、その意味は、(i)「法学」部の教官が担当し、(ii)「法学」部の提供する教養講義として、「法学」部学生を中心にする、(iii)「美人薄命」などに典型的なように、おそらく題材が「法学」から多くとることになるだろうというぐらいです。

このため、授業をうけた学生の内には、「法学にまったく関係ないではないか」(教育94)「これが法学の何の勉強になるのですか」(法95)「その名にふさわしい法律についての学習法を」(法95)という不平もありました。しかし、これは、私どもに言わせれば、授業開始時の説明を聞いていない者の言い分です。上記のことぐらいは、説明していたのですから。

もっとも、授業中に説明したことで、「書くこと」は、あらゆる学問、すなわち、思考の基礎です。したがって、当然、「書くこと」は、法学の基礎でもあるのですから、その意味では、「書くこと」を中心にした、この授業を「法学」と形容したとしても、それほど羊頭狗肉とは思えません。もっとも、抜本的

に、「なんでこんな講義が必要なのか」(工95)という疑問もありますから、所詮何を言っても無駄かも知れません。

2 本年の実施について

(1) 実施した内容

① 4/14<時間管理>山下「週間時間割」の提案(説明は、約15分)をうけて、水谷+栗原+山下の議論。とくにエンデの『モモ』、また水谷提起の「山下=時間泥棒説」についての議論。

宿題I「4/14~4/23までの、各自の週間時間割を作って提出する」。

② 4/21<レポートの書き方>山下「目考・耳考・手考・足考」(ネタ源は、林達『読書聞話考』(中央大学出版部))という思考のやり方についての提案をうけて、水谷+栗原+山下の議論。

宿題I 受理。

③ 4/28<レポートI作成>「『王様は裸だ』のつづきを作成せよ」。

宿題II「レポート作成後、それを集めて、他の学生に配付し、それを添削して(署名つき)、次回持参すること」。

④ 5/12<レポートI発表および批評>水谷+栗原+山下。

宿題III「チャレンジ①②配付」。

⑤ 5/19<図書館利用法・アンケート配付>栗原。

⑥ 5/26<筆記用具>山下「シャープペンシルの撲滅」の提案をうけて、シャープペンシル、ボールペン、万年筆の長短について、水谷+栗原+山下の議論。

⑦ 6/2<レポートII作成>「新任社員研修会『小川の犬』受講報告」。

宿題IV「レポート作成後、それを集めて、他の学生に配付し、それを添削して(署名付き)、次回持参すること」。

⑧ 6/9<レポートII発表および批評>水谷+栗原+山下。

宿題V「チャレンジ③配付」。

⑨ 6/16<外国語学習法>山下「喋れもしない、

使えもしない外国語を学ぶ意義」の提案をうけて、栗原+山下の議論。

宿題VI「レポートIII作成課題①「美人薄命」②「イッキ飲み」③「あなたの番です」を配付し、いずれかについて調べて、報告すること」。

⑩ 6/23<レポートの書き方>山下「5W1Hを思い出そう」の提案を受けて、栗原+山下の議論。

⑪ 6/30<レポートIII発表および批評(1)>水谷+栗原+山下。特別解説ゲスト、西野+丹羽+北山。

⑫ 7/7<レポートIII発表および批評(2)>水谷+栗原。特別解説ゲスト、西野+丹羽+北山。

宿題VII「チャレンジ③提出」。

⑬ 7/14<読書法>山下「速読・重読の勧め」の提案をうけて、栗原+山下の議論。

宿題VIII「私は、この本を読むことを勧めます」(読書感想文)。

⑭ 9/8<宿題VIII(レポートIV)提出、および、レポートI・II・III返却>栗原。

(2) 講義の分析

①<実習の経験>上記の(1)に見られるように、この講義の特色は、レポートを4回提出させ、またいくつかの宿題を提出させていることにあります。

②<レポート返却の意味>ただ提出させただけではなく、そのレポートの内、I・II・IIIまでは、最終的には、当人に返却しました。これは、「わが恥を見ろ。おのれを知るは、知の始まりなり」という考えにもとづきます。後ろを振り返ることが、前に進むためには、絶対に必要と考えるからです。

私の専門講義では、期末試験後に、答案を返却し、同時に、その解説を行います。いわば、もう一度、当該年の講義を総ざらえをするつもりで、この答案返却の際の授業を実施しています。しかし、これまでの経験から言って、試験終了後の、このエクストラの講義には、学生は、あまり集まりません。また集まる学生諸君も、点数にしか興味がありません。今回も「山下、なぜDをよこした。単位をよこせ」(工95)のような表現は、列挙不可能なほどにあります。答案を返却するために、教官が負わねばならない負担を考え、学生諸君への教育効果から考えても、ただちに他の教官

に、このやり方を勧めることはできません。

単位制度というものがある以上、「法学学習法」においても、採点もしないといけません。ちなみに、学生諸君は、ひたすらにこの単位が、したがって、期末の試験なるもの（私の場合、存在しません）が気にかかります。私たちは、その判定基準の一貫性を維持するために、すべての答案・レポートを、ひとりの教官の目で読み通すことにしています。

③<レポートの相互批判>教室においてレポートを作成した後に、それを集めて、ウント離れた席の学生に配付し、それを批判させました。これにより、自分たちと同じ年代の人が、どのように考えるか、自分と異なる考えのありうることをも含めて、他人の文章を、チャント見るという機会を与えたいと考えました。

学生諸君も、基本的には、面白い試みとうけとってくれたようでした。しかし、中には「やり方が陰険だ」(法95)とか、「プライバシーの侵害」(法95)、「プライベートなものを人にみせるようなやり方で恥ずかしい」(法95, 法92)、さらには「非常に良くないやり方」(法95)という批判もありました。どうも「先生に読まれるのならいいのだが、他の学生などには嫌だ」(法95)という考え、一種の甘えがあります。公刊されたものは、客観化された存在として、誰に読まれるか分からないから、十分に配慮して書く、冷たい他人の視線を受け止めるという厳しさが無いようです。

にもかかわらず、シラケタ学生諸君には、「なかなか面白いことをしてくれる。まあこの人数だから、まともに読んでもらえるとは思っていなかったが、このザマですか」(工94)という、教官を馬鹿にした一知半解の批評もありました。当初より、提出されたレポートは、私たちがチャント見る（時間はかかるにしても）と宣言しているにもかかわらずです。教師を信用していない感想です。学生を長くやっているにしては、教師たるもの、学生が提出したものに目を通さずにはいられないという性向をもつ特殊な人種であるということを知らないようです。

他人のレポートを読んできた後に、「面白いと思われるもの」とか、「つまらないと思われるもの」を学生諸君に発表してもらいたいと考えました。しかし、いずれについても、自発的に手をあげる人はいません

でした。指名して発表させれば、結構発言します。指名されるまで待つというのでしょうか、あるいは、いずれは、指名してくれるだろうという甘えでしょうか。いかに、現在の学生たちが、人前でものを言わないか、あるいは、ものを言うことを訓練されていないことの典型でした。それは、みずから言うべき内容のあることを、内にもたないということもあるでしょう。しかし、今回のように、他人の文章についてすらそうでしたから、この他人の前で発言する力がないという問題は、もっと根の深い問題かも知れません。

④<対話型講義>本稿では、詳しく報告することはできませんが、上記の(1)に見られるように、レポート作成の間には講義もやりました。そのやり方も、ひとりの教師が90分喋るという通例の形ではなく、ひとりが、大体15分前後、問題提起的に喋り、後は、自由にそれについて語る、できるだけ批判するという対話型の講義です。おもに山下が、問題提起をし、水谷が、その提案を異化します。「この講義はまんざいですか」(人文95)「かけあい漫才」(工95)「マンザイ師の約2名」(工95)「漫才…ちっと笑いが少ないが」(教育95)という感想が、生じてくる所以です。

学生の前で、いろいろの、とりわけ対立した考えがありうることを、意図的に、私たち教官が実演してみせるという意味もあります。そのとおりに「山下先生は、わざとみんなに批判されるように話しているような気がする」(法95)と正解している学生もいます。このために、「水谷先生と山下先生は仲が悪いのですか」(教育94,法95)という感想をも呼び起こします。このような、ある種の「思考の軽さ」は、常に反対側の立場にたつて、ものごとを考え、自己の立論の成功率を考量しなければならない法学や政治学においては、常に第一歩として要求されることです。

このことにより、学生は、いずれか一方の側に身をおきながら、あるいは、傍観者として（「冷静に話してほしい」(法95)）、それぞれの思いを抱きながら、思想上では、講義に参加することが可能となります。中には、「発言したい」と考える学生もでてくるでしょう。毎回書かせている感想文中には、そういう感想もありましたが、残念ながら実際に発言した学生は、いませんでした。

⑤<特別講師参加>とくに上記④の意図から、第11回・12回目には、いつもの3人の教官以外に、元裁判官・民事訴訟法担当の西野喜一教授、民法担当の北山修悟助教授、刑法担当の丹羽一夫助教授に参加してもらい、学生諸君のレポートについて、解説し、批判してもらいました。この時には、いつものメンバーは、脇役に回り、いつもと違うメンバーによる発言を学生諸君に聞いてもらいました。これは、見物の好きな学生諸君には、好評のようでした。

3 学生の聴講態度について

①<聴講票代わりの感想文>私たちの講義では、毎回、授業を終える際に、学生諸君に、感想文を、B6の小さな紙切れに書いて提出してもらいます。これは、同時に出席票の代わりにもなります。毎回、教官は、それを読んで、授業の反省材料とし、質問や疑問があれば、できるだけ次回の講義において答えるようにしています。これは、ひとり「法学学習法」のみならず、法学部の教養科目、すなわち、「賢人会議」も、「リーガル・システム」でも、同様です。

しかし、学生諸君には、「出席票代わり」という部分だけが、意識されているようです。とにかく、「出席しています」ということを示すだけのための「面白かった」「つまらなかった」「何も感想なし」、さらには「天気が良い」「時間をオーバーしないように」(工95)「眠かった」(工95)「ヒマ」(工95)「まあまあだった」(法93)「可」(理94)などという1行書きの諸君も、たくさん居ます。また、同じ意図から、あらかじめ用意した票を、友人に提出してもらおうという利口なやり方の諸君も、少なくありません。

②<聴講する学生の意識>試みに、次のレポート提出状況を示す一覧表を見ていただきたい。

法学学習法聴講票・I II III IVレポート提出者・採点対象者一覧<法学部以外>

学部 年度	4/14聴講 票提出	I 4/28(3) 王様は裸	II 6/2(7) 小川の犬	III 6/16(9) 美人薄命	IV 7/14(13) 読書感想	採点対象 にした者	採点者 聴講票者
人文学部	95	10	10	7	7	9	90%
	94	1	1	0	0	0	0%
	計	11	11	7	7	9	81.8%

教育学部	95	12	10	9	9	8	11	91.7%
	94	8	5	4	5	3	6	75%
	93	1	1	0	0	0	0	0%
	計	21	16	13	14	11	17	81.0%
経済学部	95	1	1	1	1	1	1	100%
	94	5	1	0	0	0	0	0%
	93	2	0	0	0	0	0	0%
	計	8	2	1	1	1	1	12.5%
理学部	95	4	3	3	4	3	4	100%
	94	9	7	3	3	4	5	55.6%
	93	1	1	1	1	1	1	100%
	92	1	1	0	0	0	0	0%
	計	15	12	7	8	8	10	66.7%
工学部	95	47	45	39	42	40	45	95.7%
	94	7	6	3	5	5	6	85.7%
	93	17	11	8	11	8	10	58.8%
	計	71	62	50	58	53	61	85.9%
農学部	95	6	6	5	6	5	6	100%
	94	5	1	0	1	2	1	20%
	計	11	7	5	7	7	7	63.6%
上記の 全学部	95	80	75	64	69	66	76	95%
	94	35	21	10	14	14	18	51.4%
	93	21	13	9	12	9	11	52.9%
	92	1	1	0	0	0	0	0%
	計	137	110	83	95	89	105	100% 80.3% 60.6% 69.3% 65% 76.6%

法学学習法聴講票・I II III IVレポート提出者・採点対象者一覧<法学部>

学部 年度	4/14聴講 票提出	I 4/28(3) 王様は裸	II 6/2(7) 小川の犬	III 6/16(9) 美人薄命	IV 7/14(13) 読書感想	採点対象 にした者	採点者 聴講票者	
法学部	95	238	216	202	210	214	224	94.1%
	94	8	3	2	2	2	2	25%
	93	4	0	0	0	0	0	0%
	92	4	1	1	1	1	1	25%
	計	254	220	205	213	217	227	100% 86.6% 80.7% 83.9% 85.4% 89.4%
全学部	95	318	291	266	279	280	300	94.3%
	94	43	24	12	16	16	20	46.5%
	93	25	13	9	12	9	11	44%
	92	5	2	1	1	1	1	20%
	計	391	330	288	308	306	332	100% 84.4% 73.7% 78.8% 78.3% 84.9%

採点対象者は、合格者ではない。合格者は、310名(79.3%)。レポート提出者 最大80.3% 最小60.0% 0%(すなわち、聴講票のみ提出し、一切出席せず)が、人文学部94年(1名)、教育学部93年(1名)、経済学部94年(5名)、93年(2名)、理学部92年(1名)、法学部93年(4名)

この数値から、学生諸君の中には、「単位をとるだけのための教養授業」という考え方が、かなり強いように思われます。とくに各学部の上級生に、そういう傾向があります。このことは、全学部を共通して縛りつけている「教養科目30単位」という枠を再考するべき必要を示唆しているのかも知れません。学生自身が、証言してくれています。「他の学部の人が単位取得のためにとりにきている人がいる」(法95)。

このような学生諸君こそが、時々出席してきて、勝手なことを言います。多いのが、「変わった講義だ」という感想です。当たり前のことです。「教師が、自分の価値観や独断を押し出す」という感想が多いということは、逆にかれらは、大学でも、教官の独創的な意見を求めているということでしょう。それがなくて、何が大学の講義と言えるのでしょうか。学生諸君は、高校までの「御託宣」型の講義に慣れているために、何はともあれ、「正しいことを聞きたい」「記憶したい」と考えるようです。

かくして「大学生活で自分に増やしてゆくものは知識のストックなのではないだろうか」(法95)となります。そのため、授業を終えた後に、「面白かったが、一体、この授業を通じて、何を覚えたのか分からない」(法95)という疑問を書くこととなります。かれらは、「覚えたい」のであり、「考えたい」とか、「問題意識をもちたい」とは、毛頭思わないのです。したがって、このような観点からする限り、私たちの学習法は、かれらにとって「あまりためにならなかった」(工95)となります。

③<実践されない知識>例えば、授業への学生諸君の出席の仕方が、一定ではありません。月に1回とか。これは、最悪です。「せめて大学の講義には連続して3, 4回出席せよ。大体、この程度のまとまりがあるものだから」。もちろん、こういうことも、この「法学学習法」で、講義したことです。「鉛筆で書くな。誰が公式書類を鉛筆で書くか」「消してはいけない。読めるように消せ。そうしないと、また同じ間違いに陥る。間違ふことにも意味があるのだ」。こういうことが、耳には入るのですが、まったく身に入りません。そう聞いていながら、次のレポートを、相変わらず、平然と鉛筆で書きます。

しかも、「ノートをどう使おうと生徒の勝手。趣味の問題。基本的にはノートはとらない。だからすぐわすれる」(工95)とまで書きつけ、「そんなことまで指導されたくないからだ」(法95)「どうこうせんさくされるゆわれはありません」(法95)と聞き直ります。つまり、知識を実践しようとは、まったく思わないのです。「知行合一」は、陽明学的にすぎ、「知は力である」は、近代の思い上がりなのでしょう。これらは、いずれも、ポスト・モダンのこの時代にあっては、もはや廃れ果てたのでしょうか。

4 レポート分析 I

①<課題>第1回目のレポートの課題は、「寓話『王様は裸だ』のつづきを作れ」というものでした。これは、もちろん、学生諸君の構想力を訓練するためのものです。これに対して、学生諸君には、「こういう下らない事を書く」(工95)ことへの非難とか、「はだかの王様の話の続きを書かせることにどんな意味があるのでしょうか」(工95)という感想がありました。その結果は、こんな課題なら「早く出てきて損をした」(法95)となります。もちろん、あらゆるものの基礎としての構想力の養成を目的としています。

なお、驚いたことですが、この「裸の王様」の話を「あまり知らないという人は、自分以外にも結構いると思う」(工95)と学生自身が予測する通りに、「あまりよく知らなかった」(法95)という諸君が結構います。どうしたらよいのでしょうか。

<学生配付資料>

「教養もあり、ものごとの真実を知る人や、心のまっすぐな、正直な人、あるいは、王様に従順な、反抗心をもたない人にしか見えない、この世で一番美しい着物を身につけて、王様は、得意満面で、街に出ました。たくさんの大人たちが、世界一の着物に感心して眺め、褒め讃えました。そこに、公園で遊んでいた、ひとりの子どもが、何だろうと、やってきました。そして、大きな声で言いました。『アー、王様は裸だ』と。そこで、みんなは、ハッと気がついて、アッハッハと大きな声で

笑いました。

さて、この後、王様は、子どもは、あるいは、みんなは、どうなったでしょうか。その後について、この話をつづけて下さい。」

②<私の作品>すでに、述べましたように、このような実践記録としてみなさんに紹介をするなどという事態になるとは毛頭予想していませんでしたので、何らの控えもとらずに、レポートⅠ・Ⅱ・Ⅲは、学生諸君に返却いたしました。そのため、ここに、学生諸君の作品例を、お見せすることができません。学生諸君からの要望で紹介した私の作ったものを掲載しておきます。もちろん、これは、決して「模範解答」ではありません。

— <山下の作品> —

「なお王様が、世界で一番美しい着物を着ていると信じる、あるいは、信じるふりをした民衆、とりわけ、王様の親衛隊員が、その子どもを、殴り殺しました。」

これは、明らかに、「イデオロギー批判者・真実暴露者の、極めてありうる、通常の末路」を示しています。作品は、作者の個性のなせるワザですから。

この課題について、法学部有志教官にも、いくつか作ってもらいました。その内から、西野喜一教授作成の「傑作」をひとつ紹介しておきます。無礼ですが、私が、適宜加筆補正・尾鱗を付け加えさせていただきました。表題をつければ、「統治について、あるいは、統治者の心得について」となりましょう。

— <西野喜一教授の作品> —

「子どもの声を聞いた王様と親衛隊員は、そのまま行きすぎ、また、民衆も、そのまま何くわぬ顔をして、そのまま行列の行き過ぎるのを待ちました。その子どもは、誰も自分のいうことを聞いてくれないので、そのまま仲間のところにでかけ、遊びに夢中で、もうすぐに王様のことなど忘れてしまいました。

お城に帰って、王様は、深夜、この世界で一番美しい着物を作った仕立て職人を、密かに呼び寄せ、かれの着物が素晴らしかったことを褒めてやりました。その上で、かれに、大金を与え、二度と、この国に戻ってこないように言い含めて、お城から出してやりました。その後、その職人が、無事に国境を越えたのかどうか、一体、どうなったのか、誰も知りません。

翌日、王様は、お城の学者を呼び寄せて、世界で一番美しい着物をきた王様の話を、とくに、その着物が、一度用いるだけで、この世界から失われるという特色をもった素晴らしいものであったことを記録させました。民衆は、密かに、わが家の炉端で、お祖父さんから、孫へと、世界で一番美しい着物を着た王様の話を伝えましたが、やがてことばは失われ、記録が残りました。」

5 レポート分析Ⅱ

①<課題>第2回目のレポートについて、次の資料を学生に配付しました。

— <学生配付資料> —

上司に対する報告書

新入社員研修・企画力養成講座

日時 1995年6月2日 午前8時55分～9時55分

実施場所 新潟大学教養校舎

講師 山下威士・水谷 暢・栗原真佐子

本日の企画力養成のためのテーマは、次のお話のつづきを作り、その話が、貴社にとって、すなわち、貴社の今後の営業、例えば、営業活動の方向づけや、商品開発などについて、どのような意義をもつか、考えていただきます。

*考える時のポイント 思考の順序を逆にして、貴社の営業や企画などに対して、示唆的になるように、話のつづきを作るよう努力して下さい。

「お腹のすいた犬が、肉屋さんの隙をみて、肉を一片盗みだしました。それをくわえて、ねぐらに帰る途中、小さな橋の上に通りかかりました。ふと下を見ますと、やせ衰えて、肋骨も浮きだすような犬が、美味しそうな肉をくわえているではありませんか。『あいつは、見るからに弱そうだから、脅かして、あの肉を奪ってやれ』と、犬は、思い切り大きな声で、ワンと吠えました。その瞬間、肉は、小川の中に落ちてしまいました。」

②<意図>これは、第1回目に比べて、いまひとつひねってあります。すなわち、①「寓話『小川の犬』のつづきを作る」という、前回すでに提出されたパターンに、②いずれかの会社・公務員などの新入社員という役割設定を要求しています。すなわち、ロールプレイ的要素を組み入れてみました。当然、そのふたつをつなぎ合わせる構想が、③として必要になります。逆に言えば、その繋ぎあわせをあらかじめ考えて、例えば、その話のつづきから、当該会社にとって、どのような新製品とか、新企画を考えることができるかという観点から、①と②を考えることが要求されます。レポートとしては、①他人に読ませることを意図した文章、②状況報告、③話のつづき、④その話と自己の設定した役割との整合性などを考える必要があります。

なお、この「小川の犬」についても、「先週の指導の時、初めてこの話のミソである犬が見た犬は水面に写った自分の姿であったという事を知った。とてもびっくりした」(法95)。「裸の王様」と同様ですが、もうビックリするしかありません。もちろん、そういう学生諸君が多いことに「びっくりした人」も、これまた多くあり、少し救われました。

また下書き用紙を別に与えました。というのも、答案の裏は、別の用途に使う予定があったからです。すなわち、終了後、他の学生のレポートと交換させるのは、前回と同じですが、今度は、交換した者が、そこに指定された上司の立場になって、その報告書についての評価を、裏面に書いてもらいました。

ここでも、私の報告書を、ひとつの例としてあげておきます。

安田陸上火災KK
企画開発研究課長 小島ヤスヒロ殿

1995年6月3日

安田陸上火災KK
企画開発研究課員 山下タケン

新入社員研修会報告書および新商品企画書

(1)私は、1995年6月2日午前8時55分より、添付別紙のごとき新入社員研修会・企画力養成講座に出席させていただきました。同講座においては、別紙のごとき要領で、「小川の犬」のつづきを作り、かつ、その話が、わが社にとってどのような意義をもつかを示せというものでした。以下、私の考えを述べ、報告いたします。

(2)「小川の犬」のつづきについて

犬は、そこで、また肉屋さんにもどり、新しい肉をねらいました。こんどもウマウマと、犬は、肉屋さんから、一切れの肉を盗むことができました。それをくわえて、かれは、また同じ小川にやってきました。そこで、どうかと、ソッと覗くと、いるではありませんか。あいつが。しかし、こんどは、かれも考えました。あいつは、やせ細っているわりには、強い奴だ。さっき、おれが折角盗んできた肉をとったぐらいだから。そうだ、今度は、後ろから不意をついて脅かしてやればよい、と。そこで、犬は、その場で後ろ向きになり、橋の中央に向かって、ワンと、思い切り吠えました。そうして、覗いてみますと、大成功です。たしかにあいつは、肉をくわえていません。どこかに落とされたようです。そこで、そこらあたりを見回してみますと、たしかにありました。美味しそうな肉が、橋の真ん中に落ちていました。

かれは、あいつの、その肉をくわえて、意気揚々と、ねぐらに帰りました。そこで、あいつが、こんなに美味しい肉を食べられなかったことを思うと、かれは、本当に二倍も美味しく、この肉を味わいました。

(3)新企画商品「Schadenfreude保険」について
このような話にもとづいて、私は、「Schadenfreude保険」という商品を企画いたしました。従来の保険は、すべてわが身に起こる災難・不幸を補償しようとするものでした。しかし、私の不幸の、最大ではないにしても、その大きなひとつは、「隣の家に蔵が立つ」ことです。したがって、上記の犬にとって、その「奪いとった肉」が、さぞかし美味であったに違いないことから、ある特定の他人の幸運・成功により、わが身に降りかかってくる、わが不幸・災難を補償する保険を考えました。例えば、その他人の成功を見て、ついつい過ごすヤケ酒の出費や妻と慰めあうための花代などを補償する保険を企画しては、どうかと考えます。もちろん、その相手方の「他人」を特定しておくことや、どの程度の「他人の蔵」を補償するか等、なお検討しなければならないことは、多いと思いますが、宜しく御検討いただければ幸いです。
以上

6 レポート分析III

①<課題>第3回目のレポートの課題は、これまでと異なり、3題から選択してもらいました。しかも、それを、前2回のように、その場で、教室で書くのではなく、2週間の猶予を与えて、資料を調べて、その上で書いて来るといふものです。

<学生への配付資料>

*A4版横書き原稿用紙(例えば、生協A4400Y、テーエスNo.41-205)を使用。枚数制限はなし。使用言語、日本語、英語またはドイツ語。冒頭に、自分の所属・学年・学籍番号・氏名を忘れないように。

1<美人薄命>

タイピストのOL・栗原マサコは、憂鬱だった。目の前のデスクに座る上司・山下タケシは、毎日ピース缶2箱を空けるほどのヘビースモーカーで

ある。かつて思いあまって、「私は、綺麗な空気の中でしか生きられないのです。美人薄命というでしょう。お願いですから、美しい私のために、煙草を少し減らして下さい」と頼んだことがある。しかし、上司の山下は、「煙草を吸わないと、自分は、仕事ができない。また、自分は、わが社、すなわち、セーラム煙草輸入会社の製品の優秀さを、わが身をもって宣伝するためにも吸っているのだ。家庭を見捨てて、会社のために粉骨砕身している自分であるから、きみと会社では、会社を選ぶことは、言うまでもない」とうそぶき、さらさら辞める風もなく、今まで以上に紫煙をもうもうと立ち上がらせた。やがて月日がたち、マサコは、肺ガンになった(上司の山下が、肺ガンになったかどうかは、定かでない)。

そこで問題。マサコは、この肺ガンを理由として何らかの要求をなすうるか。例えば、「職務上の疾病」(労災)として、会社、あるいは、上司・山下に対して、その賠償を請求しうるか。また、あの憎い上司・山下を、何らかの罪に陥れられるか。例えば、傷害罪その他で告訴しうるか。

2<イッキ飲み>

新潟大学の、ある音楽クラブの新入部員歓迎会の席上で、元気のよい新入生が「イッキ」飲みを行い、急性アルコール中毒となり、死亡するにいたった。

この場合、「イッキ」飲みをさせた人の責任は、どうなるか。また、周りで「イッキ、イッキ」と囁いた人たちの責任は、どうなるか。そのクラブの責任者である水谷トオル教官の責任は、どうなるか。水谷教官が、その席には出席していなかった場合、どうなるか。水谷教官が、その席に出席していた場合、どうなるか。さらには、酒に弱い水谷教官が、その席に出席していたが、先に酔っばらって、「イッキ」飲みが始まる前に寝てしまっていた場合どうなるか。さらに、新潟大学、したがって、日本国の責任は、どうなるか。

3<あなたの番です>

ある通りに面した家が、365軒ある。その数軒

の人たちが、相談して、通りの掃除をすることに決めた。かれらは、勝手に、365軒全員に、毎日1日ずつ割り当てた表を作り、それにもとづいて、毎日1軒ずつが、通り全体の清掃をはじめた。毎日、通りは、隅々まで綺麗にされ、あなたの家の前も、もちろん、綺麗になっていた。

やがて、182日の日数がすぎて、その発起人の中に入っていなかった（あるいは、通りが汚くとも、何とも痛痒を感じないかもしれない）あなたが、通りを掃除する順番の183日目が出てきた。さて、あなたは、この通りを清掃しなければならないだろうか。

②<分析>題目の①「美人薄命」は、もちろん、嫌煙権や傷害罪・暴行罪にかかわります。題目の②「イッキ飲み」は、言うまでもなく未成年飲酒禁止法の問題であり、さらには野次馬の責任（共謀共同正犯か、教唆犯か）にかかわります。いずれも参考書は、図書館や法学部資料室にゆけば、山ほどにもあります。

題目の③「あなたの番です」は、上記のふたつが実定法上の問題であるのに対して、より法哲学的、あるいは、法社会学的な基礎理論にかかわる問題です。この例題自体は、法的拘束力や規範意識の発生の問題にかかわり、ロールズに対してドウオーキンが問題提起したものです（嶋津格訳『アナーキー・国家・ユートピア（上）』木鐸社）。いくら調べて書けと言っても、まったく調べない学生諸君がいるものです。そこで、甘い教師の配慮として、思考の訓練として、哲学や社会学の知識をもとに考えることのできる、より基礎的な問題も出してみました。

案の定、この題目③の解答者には、たしかに調べたフシはまったくありませんで、ただ感覚的な反応だけでした。「自分はしたくない」「やるわけではないではないか」という、自分の感情のみを絶対の基準とした判断から、「好きにしたらよいだろう」という、われ関係せず型を経て、「みんながやるのだから、やるべきかも」「やった方が、近所付き合いがスムーズにゆく」という、ワケ知りの処世術・常識論まで。そのような感情を、処世術・常識論を、共同体の中の一員として、

いま一步踏み込んで掘り下げる姿勢が、その力業チカラワザを行ってみようという構えがありません。土台、その問題のもっている意義すら理解しようとした諸君は、ほとんどいません。問題の問題たる所以を理解することが、解答の第一歩なのです。

7 レポート分析Ⅳ

①<課題>第4回目のレポートの課題は、「①夏休み中に、本を読むこと。②読んだら、その本を、友人でも、アカの他人でも誰でもよいが、他人に勧める文章を書くこと」というものです。これは、今年学習法の総仕上げとして、「他人に、何ごとか知らせるために書く文章」を書けというものです。

私のレポート作成の基本テーゼは、「美しい文章、例えば、詩は、恋をすれば、とりわけ、失恋すれば、誰にでも書ける。しかし、正確な文章は、訓練によってしか書けない」というものです。その趣旨の仕上げとして、正確な文章に、しかもある種の勧誘的な要素をもつ文章を書くことを要求したわけです。

②<分析>毎年、私は、夏休みの前に、「読書の夏」という副題をもつ「読書法」の講義をします。もちろん、秋に立ち至れば、「読書の秋」を語ります。正確な文章を書くにしても、独創的な思考をするにしても、すべては、良い本を、よりたくさん読むことに基礎づけられるからです。その意味で、学生諸君が提出してくれるレポートが、どんな本についてのものか、毎年、ワクワクするほどに楽しみにしています。

しかし、正直に言って、ここ数年の学生諸君の提出してくれる本について、私は、当惑を隠せません。あまりに「本」のイメージが違いすぎるのです。私は、自分でもかなりの読書家、正確には、かなりの蔵書家であろうと思っております。しかし、その私が、学生諸君の提出してくる本について、ほとんど読んだことも、手にとったこともありません。一世代以上にわたるズレは、如何ともしたいようです。

まず、①「本」に対する意識が違います。次に、②それを他人に伝える「姿勢」についての意識が違います。前者は、選択された本の内容の違いです。後者は、そういう本を他人に語ろうとする視線の違いです。

提出された本の内容は、それこそ『三四郎』、『変身』(もっとも、あまりに多すぎますから、どこかでテキストに使ったのかも知れません)などの学生定番から、ソクラテス、『近思録』、『智恵子抄』、『落窪物語』、あるいは、圧倒的に多い推理小説、例えば、20名以上が報告する『アルジャーノンに花束を』『心理捜査官』など、種々多様にわたります。

この①について違いがあるのは、当然のことです。しかし、それでも、そこに、『創竜伝』『亀有公園前派出所』などというマンガ、あるいは、松本、タケシなどの、いわゆるタレント本も、いまや当たり前に登場することに、私は、疑問をもちます。もちろん、数百万部も売れるそうですから、ここにそれらが登場しても何ら不思議はないわけでしょう。それに、いわゆるHow toもの、例えば、パソコン使用法、ゴルフ教本、マージャンや競馬の必勝法(法学学習「法」ですから、洒落れたのかも知れません)。その他、プロレス、『料理の鉄人』、『女教師23才』(法95)、『ノストラダムス』等。これらが、「本」であることは、その外形上、おそらく間違いないと、私も認めます。

しかし、それ以上に、私の「常識」とズレるのは、②の点です。すなわち、この夏休みに読んで、他人に、「こういういい本があります」と推薦するのに、マンガやHow toものを推薦するという意識の持ち方の違いです。逆に言えば、それを推薦する自分に対して向けられるであろう相手側の視線についての関心のなさです。こういう時に、「気取りがない」「恰好をつけない」「普段着ですぐす」と、学生諸君をもてはやすことも可能でしょう。しかし、あえて誤解を恐れずにいえば(どうせ、私たちは、常に誤解に取り巻かれているのですから)、古典的な教養派の私には、このような学生諸君の態度には、大衆化された大学において、せめての「精神的な貴族性」をも失った、精神的な荒廃を見るだけという思いがいたします。

基本は、電車やバスの中で、女性の裸を、これみよがしに満載したマンガ本や週刊誌を、あたり構わずに読みふける精神を肯定するか、否定するかの違いでしょう。これらについて、「われ関せず」というには、無免許営業のくせに、私に、あまりに教師根性があるすぎるのでしょうか。

なお毎年、上記の要件にもかかわらず、自分の紹介する本の表題を書かない学生諸君がたくさんいます。何のために、この文章を書いているのかという自覚に欠けるためでしょう。またおそらく、「どうせ読まないだろう」と教官をナメているためでしょうが、今年も、まったく同じ文章が、2組4人(人文95+法95、工93+工93-『麻雀必勝法』)いました。もちろん、「共同制作」であるという注記は、一切ありません。

不思議なのは、オウム関連の本が、まったく出てきませんでした。8月という時点では、まだ早いのでしょうか。

③<1枚のレポート>上記の内、レポートⅢ・Ⅳは、宿題としました。上記のレポート提出一覧表にも現れているように、教室で書かせるよりも、宿題の場合の方が、提出者が多くなる傾向にあります。

また、1枚のレポート(400字以下)が多くなります。文字通りのレポート用紙1枚とか、破ったルーズリーフのノートの1頁です。レポートⅢの場合、308枚中68枚、すなわち、22%が、レポートⅣの場合、306枚中90枚、すなわち、29.4%が、1枚のレポートでした。とにかく、何か出せばよい、単位のためだけに、この授業を受けているという考えでしょう。

もちろん、ことばを重ねれば、長ければよいというだけのものでないことは、言うまでもありません。しかし、それにしても、ある特定の本を、他人に知らせよう、それも勧めようという意図をもった文章が要求されているのです。簡潔・明確をもって重要とすることは、言うまでもありませんが、内容を説明し、しかもその長所を他人に向けて語るのに、400字で足りるものでしょうか。それほどに的確に表現する力を、現代の学生諸君がもっているということでしょうか。

こういう1枚ものを提出することが、かえってマイナス点になるのではないかと、考えないのでしょうか。たしかに、今回は、マイナス点は、一切つけませんでした。とにかく、レポートを書く際の基本となるべき、「他人に読ませる」という構えそのものが、さらにはものによっては、「調べて書く」(「調査なきところに発言権なし」というのは、懐かしいテーゼですが)という姿勢が、基本的に欠けています。

8 全体の感想と、私たち法学部の対応

<学生の幼稚化>レポートと毎回提出される感想文を読んで、私の基本的な感想は、「年々、学生が幼稚になりつつある」というものです。もちろん、それは、同時に、これらを読む私の方もまた、「年々、歳を重ねており、精神的に許容範囲が狭くなってきた」という証拠なのであり、うまい駄ジャレも出なくなったということなのでしょう。まさに、その通りに、「山下氏におかれましては、“おやじギャグ”を連発なさるのをお止めになった方がよろしいかと思われます」(法95-当然、男子学生)と警告してくれる学生もいます。

基本的に、学生諸君に、甘えが多く、そのことは、レポートや毎回の感想文に表現される授業や教官に対する文句の言い方ひとつとっても言えます。また思いこみが激しい。思考の柔軟さが、ありません。

若い者の特権であるはずの「新奇さに対する、開かれた好奇心」のナサが目立ちます。そのクセ、いつも「何かいいことないか子猫ちゃん」と、あたりを見回し、探しています。この「真の好奇心」とは一線を画すべき「ヒマ潰し」の「気持ちイイこと」を求める気持ちは、今の学生諸君に疑いもなく強いものです。しかし、その強さは、みずからは、一步も歩み出さずに、揺り籠の中で、何ごとか要求して泣きわめいている赤ん坊の激しさのようなものです。ただ、赤ん坊の方が、大学生諸君よりも優れているのは、求めているものが、おっぱいであるにせよ、オシッコであるにせよ、明確にイメージされているところです。学生諸君の場合は、おそらく、その自分の求めているものは、「何かSomething, Etwas」としか表現できないのではないのでしょうか。これでは、永遠に「青い鳥を求めて」でしょう。

しかも、多くの場合、自己の無知を自覚していながら、こうなのです。「どうせ、オイラは馬鹿だから」、これでいいのだという開き直りです。この開き直りを、「立派」というほどの寛容さを、古典派である私は、

もちません。私には、これは、学生諸君の「怠慢」としか考えられません。

この点で、私は自分が在外研究で1年間ほど見聞きしたドイツの大学生と、日本の大学生を対比して愕然といたします。ドイツの学生諸君は、性についても、飲酒についても、日常の行動についても、良い意味でも、悪い意味でも、上記のようなわが国の大学生と比べようもないほどに大人でした。したがって、学問への構えについても、そうでした。大学は、成熟を教えるところではないかも知れません。にもかかわらず、人間のことを扱う学問を学ぶべき学生諸君について、人間としての成熟さは、少なくともそれへの志向は、大学においても不可欠のもの、前提とされねばならないものです。したがって私は、現在の学生諸君の、上記教養講義に現れた精神態度に、大きな危惧をもちます。

<教育と研究の分離>現在、私たちは、法学部のカリキュラム改革は、このような学生諸君を前提にして、実施される必要があると考えています。教官の、多年にわたる高度の研究成果をそのままに学生にぶつけるのではなく、まず学生の基礎的な学力をレベルアップさせることから始めなければなりません。そのためには、「研究の成果を教授する」という、かつての素晴らしい大学の理念が、上記のような学生の精神態度に直面して現実にもつ虚妄さに、しっかりと目を据えて、カリキュラムを作成すべきであると考えます。

上記のような学生諸君の精神態度を非難するだけなら、易しいことです。しかし、大学も間違いなく「教育」機関なのです。教育機関として、私たちは、「法学学習法」「賢人会議」「リーガル・システム」などをはじめとして、より効率的な、しかも面白い、学生の関心をひく講義を工夫し、実施してゆきたいと思いません。それが、現代における大学教官の責務だと考えられるからです。

なお、「法学学習法」は、水谷暢教授、栗原真佐子講師と共同で実施されましたが、本稿については、山下のみが責任を負います。